

南島原市 騒音について

工場や事業場の騒音から住民の生活環境を守るために、南島原市長は騒音規制法に基づき騒音について規制する地域（規制地域）を指定しています。

騒音規制地域については、別紙1：騒音規制地域図をご覧ください。

1. 騒音規制基準について

時間の区分 区域の区分	昼間（8：00～20：00）	朝（6：00～8：00） 夕（20：00～22：00）	夜（22：00～6：00）
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル

ただし第2種区域及び第3種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分ごとの基準から、5デシベル減じた値とする。

2. 特定建設作業の基準（南島原市は第1号区域のみ）

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）くい抜機（油圧式くい抜機を除く）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
- 4 ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

区域の区分	第1号区域		
	音量	作業時間	作業期間
騒音規制法	85デシベル以下	19：00～7：00 禁止 1日10時間以内	連続6日以内 日曜日原則禁止

- 1 第1号区域：第1種、第2種及び第3種区域
- 2 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。
- 3 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず1日の作業時間を4時間以上の間において短縮させることができる。
- 4 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーは環境大臣が指定する低騒音型を除く。

3. 特定施設・特定建設作業の届け出義務について

指定地域内において工場又は事業場に特定施設、指定施設を設置、変更、廃止、承継しようとする者は、下表のとおり市長に届け出なければなりません。

(1) 特定施設

届出の種類	届出様式	届出義務者等	制約事項等
特定施設設置届	様式1	地域内において、工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者	特定施設の設置の工事開始の日の30日前まで
特定施設使用届	様式2	新たに地域の指定が行われた場合、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していた者 既に指定地域とされていたが、新たに特定施設の追加指定が行われた結果、初めて特定工場等の設置者になった者	地域指定となった日又は特定施設となった日から30日以内
特定施設の種類の数変更届	様式3	特定施設の種類の数の変更をしようとするとき ただし、数を減少する場合及び2倍までの特定施設の数の増加については届出の必要ない	特定施設の種類の数の変更に係る設置工事の30日前まで
騒音の防止方法変更届	様式4	騒音の防止の方法を変更しようとするとき ただし、騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。	騒音の防止の変更に係る工事開始の30日前まで
氏名(名称、住所、所在地)変更届	様式6	届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者、工場又は	変更があった日から30日以内 (ただし、新設の場合は、特定施

		事業場の名称及び所在地に変更があったとき。 ただし、工場等の移転の場合は、廃止、新設扱いとする。	設の設置の工事開始の日の30日前まで)
特定施設使用全廃届	様式7	特定施設すべての使用を廃止したとき。	廃止をした日から30日以内
承継届	様式8	特定施設を譲り受け、又は借り受けた者。 特定施設の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき。	承継があった日から30日以内

(3) 特定建設作業（騒音規制法）

特定建設作業実施届	様式9	指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者	特定建設作業開始の日の7日前まで
			特定建設作業を災害、その他非常事態に緊急に行う場合は、速やかに届け出る。 (第14条第2

・ 特定施設及び指定施設に係る届出に添付する書類は次のとおりです。

- 1 特定工場・事業場及びその付近の見取図
- 2 特定施設の配置図
- 3 騒音防止の方法

・ 特定建設作業に係る届出に添付する書類は次のとおりです。

- 1 工事工程表（特定建設作業の公定を明示したもの）
- 2 付近見取図

※提出部数・・・2部